

賃金口座振込協定書

下記により賃金口座振込について協定する。

1. 口座振込をする賃金は、毎月の賃金及び賞与、ならびに退職金とし、その額は全額とする。
2. 口座名義人は、社員本人とする。
3. 指定金融機関を変更した場合、変更を申し出た翌月の賃金支払い期より、変更後の金融機関に振り込む。
4. 口座振込の対象社員は原則として全員とする。
5. 本協定の改廃は、当事者双方の申し出により行う。

平成 年 月 日

事業主

印

労働者代表

印